2023年9月吉日

自治体関係者各位

日本財団公益事業部

子ども支援チーム

2024年度「子ども第三の居場所」事業募集について（協力依頼）

平素より当財団事業へのご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

当財団では、2016年からすべての子どもたちが未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことのできる「子ども第三の居場所」を全国に開設してまいりました（2023年9月現在、全国で251拠点採択）。子どもや地域からのニーズの増大を踏まえ、2024年度に新規で「子ども第三の居場所」開設事業及び運営事業を行う運営団体を募集します。今回の募集では、「包括ケアモデル」「コミュニティモデル」の２つの運営モデルのいずれかに申請いただき、運営団体に対して開設費及び運営費を助成します。助成期間（原則として最長3年間）終了後、「包括ケアモデル」は、地方自治体に事業移管、「コミュニティモデル」は運営団体自主事業として継続することを想定しています。

いずれのモデルにおいても、ひとり親世帯や発達の特性による学習や生活上の困難、経済的理由による機会の剥奪など、様々な困難に直面している子どもたちを対象としており、対象世帯へのアウトリーチや事業の継続性の観点から地方自治体との連携・協働が不可欠です。このため、事業の申請に際し、運営団体に対し「自治体協力届出」の提出を必須としております。この「自治体協力届出」につきまして下記のとおりお知らせいたしますので、運営団体から依頼があった際にはご協力を賜りたく存じます。

記

1. 自治体協力届出について

　申請いただく運営モデルに応じて、様式A又は様式Bのいずれかの様式を、運営団体を通じてご提出いただきます。いずれの様式にも地方自治体の公印が必要です。

　・様式A：「包括ケアモデル」において、当財団から運営団体への助成終了後、地方自治体が予算措置のうえ各自治体の事業として継続する場合にご提出いただきます。事業が採択された場合、地方自治体と運営団体、当財団の三者による協定書（様式A）を締結していただきます。

　・様式B：「コミュニティモデル」において、当財団から運営団体への助成終了後、運営団体が自主事業として継続する場合にご提出いただきます。事業が採択された場合、地方自治体と運営団体、当財団の三者による協定書（様式B）を締結していただきます。

　※いずれの様式を提出いただいた場合でも事業の採択を確約するものではございません。

　※行政区を有する自治体におかれましては、公印は行政区の印で代用可能です。

２．スケジュール（予定）

　2023年10月2日～10月31日17時　日本財団への申請　2023年3月頃　 当財団から運営団体に採否結果を通知

　2023年4月1日　事業開始。運営団体、地方自治体と調整のうえ、協定書を締結

３．関連リンク

　・「子ども第三の居場所」事業について

　　<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/child-third-place>

　・2024年度「子ども第三の居場所」事業募集要項（「自治体協力届出」のテンプレート　　を含む）

　　<https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/programs/child-third-place>

４．お問合せ先

　〒107-8404　東京都港区赤坂1-2-2

　日本財団　公益事業部子ども支援チーム

　お問い合わせフォーム：<https://forms.gle/4AfwAN2b7JXBxTTq5>

以上